

特定商取引に関する法律に基づいて申込前に交付すべき書面(概要書面)

VERITAS since 1998

お申し込みの前に、必ずこの書類の内容をご一読ください。

特に学期中に受講中止なさりたい場合につきましては、以下に記載の通りとさせていただきますが、ヴェリタスの講義は一回一回の読み切り型の講義ではなく、一つの学期で区切りがつくよう構成されているため、学期途中に受講を中止 なさらないよう、あらかじめお願ひ申し上げます。ヴェリタスが皆さんにとって良き学問の場となり、学ぶことにより常に認識を新しくしていくことができるよう、職員一同、それぞれの立場から支えていきたいと存じます。

1. 法人名・代表者名・住所・電話番号

法人名 東京理学会社

代表 梅津英世

住所 〒113-0033 東京都文京区本郷 2-40-1

電話 03-3811-9640

2. 提供の内容

申込クラスに応じた講義。カリキュラム・形態・方法についてはシラバスを、時間数・回数については該当年度・学期の「受講申込書」(別紙)をご参照ください。

3. 受講料の金額

本書面の表面に記載の金額とします。

4. 受講料の支払い方法および時期

本書面の表面に記載の支払い方法・時期とします。

5. 受講の期間

本書面の表面に記載の学期間とします。

夏学期 (04-08月) : 4月1日~8月31日 (F1, L1は3月1日~8月31日)

冬学期 (09-12月) : 9月1日~12月31日

春学期 (01-03月) : 1月1日~3月31日

6. クーリング・オフに関する事項

受講申込期間が2ヶ月を超え、かつ受講料の総額が50,000円を超える受講申込をした受講生は、受講承諾書を受け取った日から8日以内に、書面を発することにより解約することができます。その際、当会が受講生から受け取った金額があるときは、その全額をお返しいたします。また、テキスト等がある場合は、そのテキスト等の引き取りに要する費用は当会が負担いたします。

7. 中途解約に関する事項

前項の6に該当する受講申込をした受講生は、クーリング・オフ期間が終了した後も、受講申込を解約することができます。その際は、法令に基づき、

(1)学期開講前に解約する場合、お支払いいただいている受講料より、政令によって定められた解除によって生ずる損害額11,000円を差し引いた返金となります。

(2)学期開講後に解約する場合、お支払いいただいている受講料より、政令によって定められた解除によって生ずる損害額20,000円(入会金をご納入いただいた学期の場合には、加えて初期費用額11,000円)及び、解約お申し出があった日時までに行われた授業期間に応じた対価(通常授業は1ヶ月(授業4回)単位、集中授業は集中授業季節単位)を差し引いた返金となります。

(3)解約の単位は、受講申込書単位となります(一枚の受講申込書でお申し込みされた内容について、部分的な解約は法令によりできません)。また、新規申込の受講申込書を解約した場合には、追加申込の受講申込書についても自動的に解約となります。

8. 割賦販売の際の抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

9. 特定継続的役務提供に係る保全措置に関する事項

前受金の保全措置は講じておりません。